

空き家を所有されている皆様へ

このお知らせは、**固定資産税の納税義務者の方** すべてに送付させていただいております。
お知らせの内容に該当しない方にも送付しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

① 空き家の適切な維持管理のお願い

近年、全国的に空き家が増加しています。空き家は適切な維持管理が行われなまま放置されますと、老朽化が進み、周囲に悪影響を及ぼしたり、近隣の方に迷惑をかけるおそれがあります。

また、老朽化により屋根瓦や外壁などが落下し、通行人などに被害を及ぼした場合、その空き家の所有者が損害賠償などの管理責任を問われることがありますのでご注意ください。

空き家を所有されている皆様には、空き家の定期的な状況の確認や適切な維持管理をしていただきますようお願いいたします。(特に、地震や台風等の災害後は、状況が大きく変わり、周囲に影響を及ぼしている場合がありますので、状況確認をしてください。)

空き家の適切な維持管理をおこたると・・・

建築物の倒壊、
屋根瓦や外壁の落下
などによる
周囲への影響

門扉や塀の倒壊
などによる通行人の
ケガや道路の通行
の支障

樹木の繁茂による
道路や周辺の
生活環境の悪化

所有者が損害賠償などの管理
責任を問われることがあります。

空き家の管理は所有者の責任です!

●内容に関するお問い合わせ先

豊中市役所 第二庁舎5階
都市計画推進部建築安全課
Tel 06-6858-2429



裏面も
見てね!

② 解体の補助制度をご存知ですか？

●令和7年度（2025年度）
の補助制度のご案内

除却（解体）補助金※

補助上限額
一戸あたり **40万円**

市内の昭和56年（1981年）5月以前に
建てられた耐震性の不足した木造住宅が対象

ブロック塀等撤去補助金

補助上限額
最 大 **20万円**

（別途、面積・工事費用による上限額あり）

道路に面した60cmを超える安全性の確認できな
いブロック塀等をすべて撤去する工事が対象

空き家にこれから住む場合

耐震化のための補助制度（耐震診断、耐震設計、耐震改修工事）もあります。
昭和56年（1981年）5月以前に建てられた木造住宅が対象です。



補助制度にはそれぞれ要件があります。**着手前に申込み、審査を受ける必要があります。**
詳しくは、豊中市ホームページをご覧ください。

●内容に関するお問い合わせ先

豊中市役所 第二庁舎5階 都市計画推進部建築審査課 Tel **06-6858-2417**

※庄内・豊南町地区のみを対象とした除却（解体）補助制度（令和7年度まで）もあります。

（都市整備課 TEL 06-6858-2342）

◆相続登記はお済みですか？

・相続登記に関する相談の窓口一覧（市役所外の相談機関）

相談窓口	相談内容	連絡先等	
大阪司法書士会 （司法書士総合相談センター） 【要予約】	相続・贈与・売買等の所有 権移転、抵当権の設定・抹 消登記等に関するご相談	対応形式	面接【相談無料（1組40分以内）】
		問合せ・ 予約 TEL	06-6943-6099 平日 10時～16時 ※お問合せの際、ご希望地域の相談会場をご案内し ます。詳しくは、大阪司法書士会ホームページをご覧 ください。
大阪司法書士会 （相続登記手続相談センター） 【電話相談】	相続登記手続に関するご 相談	対応形式	電話【相談無料】
		TEL	06-6946-0660 毎週火 13時30分～16時30分
大阪土地家屋調査士会 【要予約】	土地の分筆・合筆の登記、 建物の新築・増築・滅失の 登記、測量や土地の境界 等に関するご相談	対応形式	面接【相談無料（1回30分以内）】
		相談場所	大阪法務局本局3階不動産登記部門内 （大阪市中央区大手前3丁目1番41号） 毎週水 13時～15時
大阪法務局池田出張所 【要予約】	不動産登記申請に関する 手続方法のご案内	予約 TEL	大阪法務局不動産登記部門 06-6942-1012
		対応形式	面接又は電話（1回20分以内）
		予約 TEL	072-751-3342（完全予約制）
		池田出張所のほか、最寄りの法務局でも承ります。 登記手続については、大阪法務局ホームページでもご案内 しています。	